

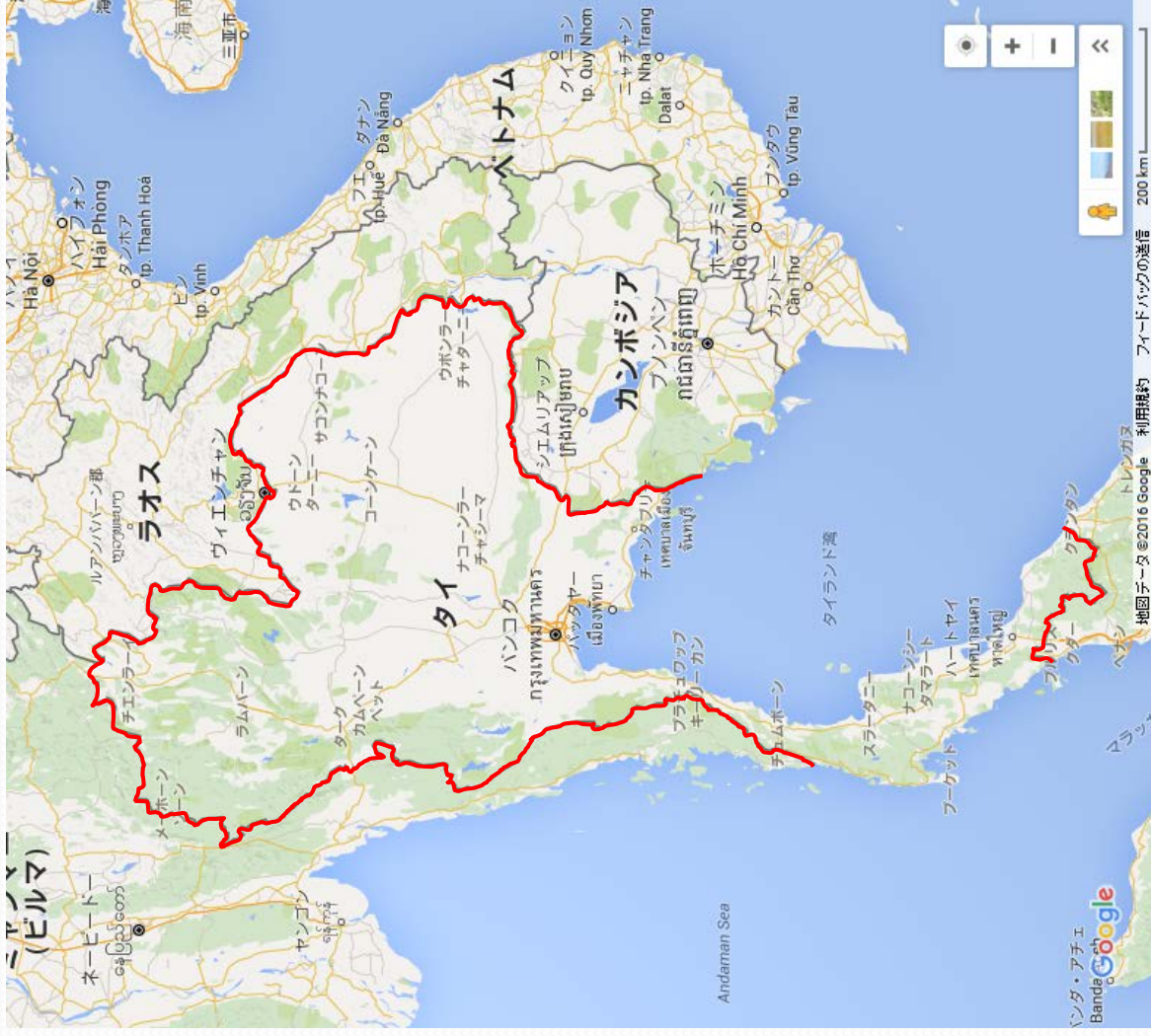
# タイ王国における 法的支援のニーズ調査報告

平成28年(2016年)7月

弁護士 池田 崇志

※ 報告者は、法務省より受託した「法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究」に従事し、平成26年(2014年)4月より2年間に、タイ王国に駐在した。

# 1 タイ王国の概要



① 国土面積  
513,100km<sup>2</sup>

② 人口  
6796万人

③ 政治体制  
立憲君主制

④ 宗教  
仏教(上座仏教)

⑤ 一人当たり国民所得  
(GNI)

5,742.28米国ドル  
=「中進国」

## 2 タイ王国の近況

経済	政治	社会・法律
1985 プラザ合意 ⇒円高:日系企業進出		
1997 通貨危機		1997 憲法
2008 リーマンショック	2006 軍事クーデター (タクシン政権打倒)	2007 新憲法
	2010 政府系対反政府系 衝突	2011 大洪水
2015 AEC発足	2014 軍事クーデター (インラック政権打倒)	2014 暫定憲法

### 3 投資とビジネス法令

(1) 製造業……投資奨励法により  
(内外企業を問わず)奨励

- ① タイ投資委員会(BOI) + 工業団地公社(IEAT)
- ② ゾーン制度 ⇒ 貢献度に応じ恩典  
(変化)

(2) 非製造業……外国人事業法・外国人就労法  
により規制

- ① とくにサービス業は全面的に規制
- ② 名板貸し(ノミニー)の問題

## 4 奨励 ⇒ 製造業を中心に

---

..... 投資奨励法による

① タイ投資委員会(BOI)

十

工業団地公社(IEAT)

② ゾーン制度.....「国土の均衡ある発展」

↓ 2014年クーデター(臨時政府)

貢献性重視..... タイの経済発展に寄与する

業種・企業

※ 製造業でも合併事業とするメリットあり

例 現地企業の販路を利用する場合

## 5 規制 ⇒ 非製造業を中心に

「外国人」・「外国法人」に対する規制

…… 資本の過半数が外国人・外国法人の会社

- 規制
- ・ 第1種 特別な理由により禁止(例 テレビ, ラジオ)
  - ・ 第2種 国の安全・保安に関する(例 銃の製造販売)
  - ・ 第3種 「外国人」との競争力がまだついていない業種

① とくにサービス業は第3種によりほぼ全面的に規制

= 合併事業の必要性

② 名板貸し(ノミニ一)の利用

縁故者に頼る ⇒ トラブルの源

洗練された形 ⇒ トラブル回避 ⇔ それでも紛争

※ 日本の法曹有資格者がなし得るのもサービス業



## 6 外弁規制

---

### ① 外国人事業法

第3種 …… 「法律サービス」

⇒ 外国人である日本の法律事務所は、×

### ② 外国人就労法

39業種 …… (39)法律、訴訟に関する業務

⇒ 外国人である日本人弁護士は、×

## 7 日本の企業が直面する課題①～⑤

---

- ① タイへ進出する形式
  - ・ 駐在事務所か法人か
  - ・ 現地企業か日本企業か
- ② ビザ及びワークパーミットの問題
  - ・ ビザ
  - ・ ワークパーミット = 1:4の原則
- ③ 名義貸し(ノミニー)
  - ・ とくにサービス業
  - ・ 問題回避の方法
- ④ 会社の実際の運営
  - ・ 代表者のサイン
  - ・ 株主訴訟
- ⑤ BOIやIEATの承認手続と恩典手続
  - ・ タイ投資委員会(BOI)
  - ・ 工業団地公社(IEAT)



## 8 日本の企業が直面する課題⑥～⑩

- ⑥ 労務管理
  - ・ タイの労働法制
  - ・ 派遣労働者の扱い
- ⑦ 税関と税務（行政手続）
  - ・ 税関 = 刑罰に直結
  - ・ 税務 = 遡及的追徴
- ⑧ 知的財産権
  - ・ タイの知的財産制度
  - ・ 海賊版の取り締まり
- ⑨ パートナーシップ・ビジネス
  - ・ 契約書の作成
  - ・ 撤退する場合
- ⑩ 各種契約書の作成
  - ・ 言語・準拠法・合意管轄の規定

※ 製造業と非製造業では、法的支援のニーズの内容に相違がある。

## 9 日本の法曹有資格者がなし得ること

- (1) コンサルティング
  - ① タイへ進出する形式
  - ② ビザ及びワークパーミットの問題
  - ③ 名義貸し(ノミニ---
  - ④ 会社の実際の運営
  - ⑤ BOIやIEATの承認と恩典手続
  - ⑥ **労務管理**
  - ⑦ **税関と税務**(行政手続)
  - ⑧ 知的財産権
  - ⑨ パートナーシップ・ビジネス
  - ⑩ 各種契約書の作成

← 日本企業が  
タイ王国内で  
直面する課題

- (2) 商事仲裁での関与

: タイ王国は**ニューヨーク条約**の締結国

## 10 直面する課題の傾向

---

- ① BOIやIEATなど、**政府を相手方とする交渉**における問題が多い。  
→ タイ語の使用が不可欠
- ② **法律はタイ語**で書かれ、翻訳はないことが多い、規定内容が明確でない場合が多い。→ 予測可能性が低い
- ③ 税関や税務などの行政手続で**担当官の裁量**の幅が広く、恣意的な運用がなされることがある。→ 賄賂の存在
- ④ 法律は存在するが、下位法や**独立規範**により、事実上骨抜きにされる場合がある。→ 法秩序の構造が不明確

## 11 商事仲裁裁判

---

- ① タイは**ニューヨーク条約**の締約国
  - 日本, タイ, 第三国(例 シンガポール)で仲裁可
  - **合意管轄**に商事仲裁裁判所を
- ② 仲裁裁判には外国人弁護士も関与できる
  - × 外国人弁護士は, タイの国内裁判に関与できない
  - 仲裁裁判であれば, 外国人(日本人)弁護士も関与できる
- ③ ニューヨーク条約の先進性

## 12 提案したい対応策

＜法曹有資格者がなし得ること＞

＜実践的活動＞

① コンサルティング

②

無料法律相談を実施

④ 商事仲裁裁判

③

合意管轄を商事仲裁  
裁判所に推奨

・ Thai Arbitration Institute (TAI)

・ Office of the Arbitration Tribunal  
of the Board of Trade of Thailand (BOT)